

4 経 営

(1) 財政の概況

令和2年度において、緊急事態宣言発出に伴う経済活動の縮小や不要不急・テレワークの推奨等による自宅滞在時間の増加の影響により、主に家庭用水量が占める割合が高い少量区画帯の水量が増加しているものの、都市活動水量が占める割合が高い多量区画帯の水量が減少している。その結果、本市では、料金体系に逓増制を採用していることから、料金単価の高い多量区画帯の水量が大幅に減少したことにより、収入の大部分を占める給水収益に大きな影響が出ており、令和3年度も同じ傾向が続くものと見込まれる。

今後も企業債の償還が高水準で続くほか、管路・浄水施設の耐震性強化等の着実な推進など様々な課題に直面していることから、水道事業を取り巻く経営環境は、依然厳しい状況にある。

このような状況の中、令和3年度予算の経営収支は、前年度予算と比較すると、収益では、新型コロナウイルスの影響により、給水収益は減少を見込んでいる。一方、特例減免制度の実施に伴う経済戦略局からの繰入金及び固定資産の売却に伴う特別利益が前年度に比べ増加する見込みではあるが、収益全体では前年度に比べ減少を見込んでいる。

費用では、人件費は職員数の減少、物件費は浄配水施設の修繕費の減少、また、その他経費は資産減耗費の減などによりいずれも減少を見込んでいる。しかし特別損失に特例減免制度の実施に伴う減免相当額の費用計上及び事務費の支出のほか、柴島浄水場旧事務所棟、港配水場撤去工事の費用を見込んだことから、費用全体では、増加を見込んでいる。

この結果、収支差引は77億8,100万円の剰余で、前年度に比べ、45億3,200万円の収支悪化となっている。また、特別損益を除いた経常損益では82億2,400万円の剰余を見込み、前年度に比べ25億5,600万円の収支悪化となっている。

今後の事業運営においては、新型コロナウイルス感染症拡大による社会の意識、価値観や生活様式等の変化が、水需要に与える影響を精察し、将来の必要水量や給水収益を見積もっていく必要がある。

また、管路耐震化の促進をはじめとした震災対策を進めていくとともに、時代に即したお客さまサービスの提供を目指すため、「大阪市水道経営戦略（2018-2027）」（平成30年3月策定）を総点検し、必要な見直しを行っていく。

経 営 収 支 の 推 移

(単位：百万円 △印は不足額)

年 度 項 目	平成29	平成30	令和元	令和2 (予算)	令和3 (予算)
総 収 益				(71,409)	(70,689)
	64,854	73,119	66,396	65,208	64,849
対前年度比率 (%)	96.8	112.7	90.8	98.2	99.4
うち給水収益	59,818	59,554	59,313	(64,838) 58,944	(60,840) 55,309
一般会計補助金	0	0	0	(0) 0	(0) 0
特別利益	0	8,931	1,821	(1,532) 1,532	(4,802) 4,802
総 費 用				(59,097)	(62,908)
	49,786	49,710	50,409	55,124	59,719
対前年度比率 (%)	94.9	99.8	101.4	109.4	108.3
人件費	11,562	11,117	11,453	(11,997) 11,975	(11,825) 11,803
資本費	19,715	19,299	19,296	(19,051) 19,051	(19,176) 19,176
減価償却費	16,601	16,526	16,828	(16,902) 16,902	(17,219) 17,219
支払利息	3,114	2,773	2,468	(2,149) 2,149	(1,957) 1,957
物件費等	18,073	19,025	19,660	(28,049) 24,099	(26,662) 23,964
動力費	2,654	2,663	2,599	(2,886) 2,624	(2,839) 2,581
薬品費	474	604	643	(867) 867	(903) 903
修繕費	2,444	3,029	3,059	(4,978) 4,555	(4,646) 4,248
委託料	6,206	6,831	7,411	(8,515) 7,741	(8,873) 8,066
その他	6,295	5,898	5,948	(10,803) 8,312	(9,401) 8,166
特別損失	435	269	0	0	(5,245) 4,775
当年度損益	15,067	23,410	15,987	(12,312) 10,084	(7,781) 5,130
経常損益	15,503	14,747	14,166	(10,780) 8,551	(8,224) 5,104
積立取崩額	15,201	15,067	23,410	—	—
当年度未処分利益剰余金	30,269	38,447	39,396	45,574	23,391
積立処分額	30,269	38,447	39,396	—	—
翌年度繰越利益剰余金	0	0	0	—	—

- (注) 1 予算欄の上段 () 内は予算額を示し、下段は消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。
 2 令和2年度～令和3年度予算は当初予算を示す。
 3 物件費等の費目は次のとおり。
 ・動力費：機械、装置等の運転のための電力料及び燃料費
 ・薬品費：原水の沈澱及び浄水の滅菌等に要する薬品費
 ・修繕費：有形固定資産及びたな卸資産の維持修繕のための工事請負等の経費
 ・委託料：研究、調査、製作、検査等の委託契約に基づく委託料
 4 平成28年度以降の積立処分額については、資本金への組入額を含んでいる。
 5 四捨五入や端数処理により、合計等が合わない場合がある。

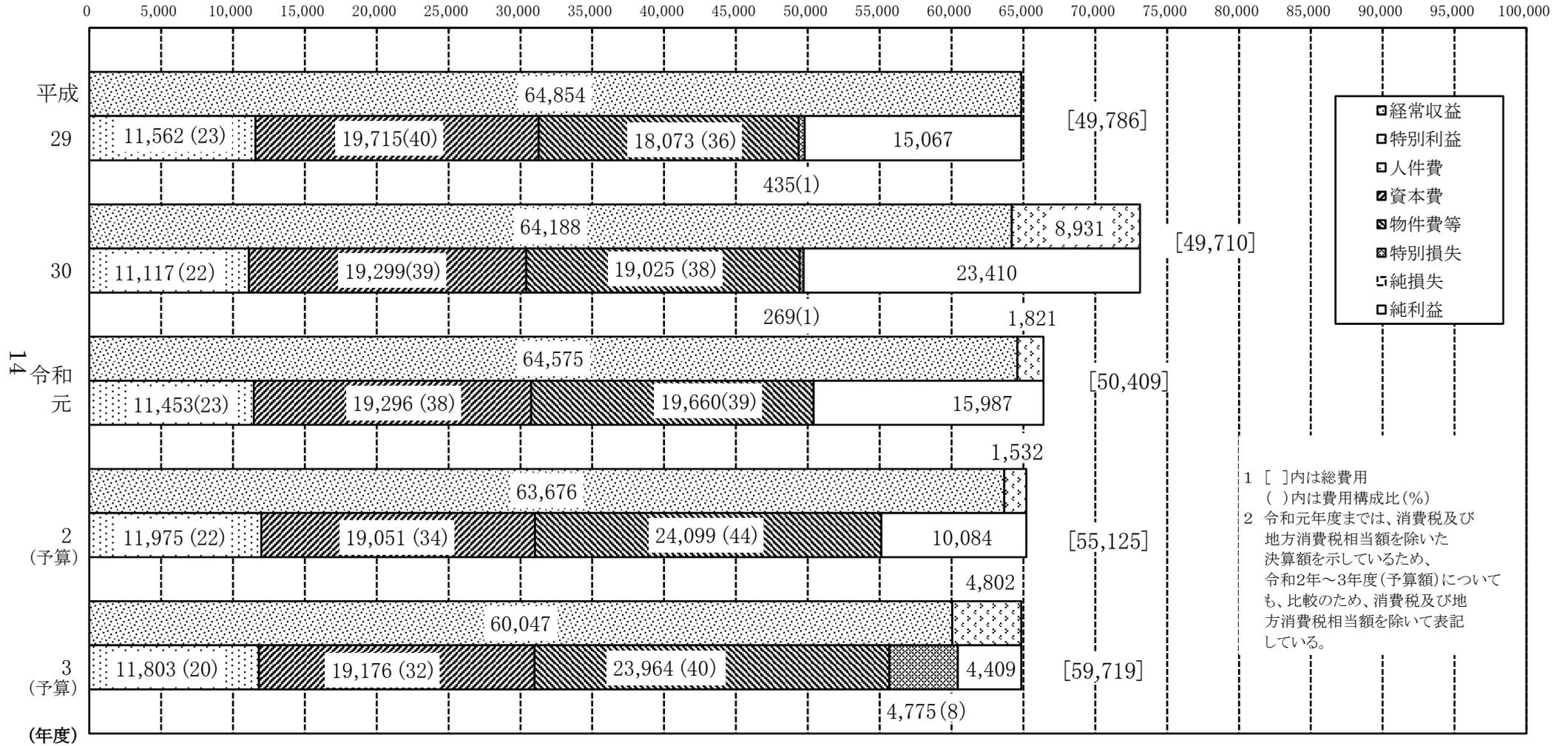
令和3年度大阪市水道事業予定貸借対照表

令和4年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	430,455	固 定 負 債	103,670
有 形 固 定 資 産	409,734	企 業 債	90,106
土 地	5,501	リ ー ス 債 務	733
建 物	40,468	引 当 金	12,392
構 築 物	666,780	そ の 他 固 定 負 債	439
機 械 及 び 装 置	115,807	流 動 負 債	34,095
車 両 運 搬 具	485	企 業 債	12,359
工 具 、 器 具 及 び 備 品	2,106	リ ー ス 債 務	460
リ ー ス 資 産	2,411	未 払 金	16,315
建 設 仮 勘 定	24,100	前 受 金	557
減 価 償 却 累 計 額 △	447,924	引 当 金	1,095
無 形 固 定 資 産	11,650	預 り 金	3,309
地 上 権	0	繰 延 収 益	32,582
共 同 溝 利 用 権	11,296	資 本 金	262,126
ソ フ ト ウ ェ ア	213	剰 余 金	33,436
建 設 仮 勘 定	141	資 本 剰 余 金	10,045
投 資 そ の 他 の 資 産	9,071	国 庫 補 助 金	419
投 資 有 価 証 券	211	一 般 会 計 補 助 金	155
出 資 金	511	工 事 負 担 金	5,108
基 金	7,692	分 担 金	2,718
破 産 更 生 債 権 等	3	受 贈 財 産 額	386
貸 倒 引 当 金 △	3	そ の 他 金	1,259
そ の 他 固 定 資 産	1,067	資 本 剰 余 金	23,391
減 価 償 却 累 計 額 △	641	利 益 剰 余 金	23,391
そ の 他 投 資	231	当 年 度 未 処 分 金	23,391
流 動 資 産	35,454		
現 金 ・ 預 金	28,666		
未 収 金	3,016		
貸 倒 引 当 金 △	38		
貯 蔵 品	695		
前 払 金	3,115		
繰 延 勘 定	0		
計	465,909	計	465,909

収益・費用累年比較

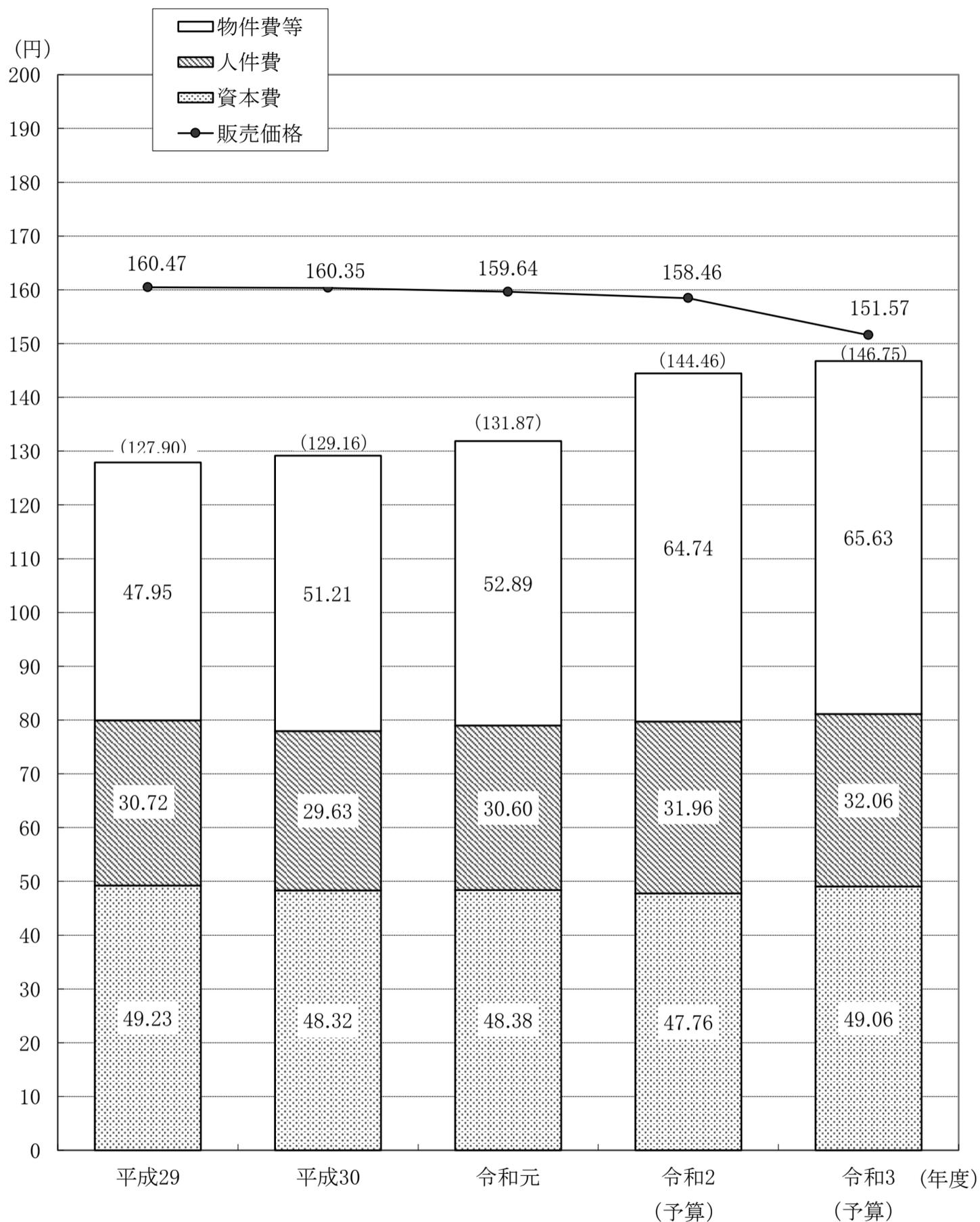
(百万円)



1 []内は総費用
()内は費用構成比(%)
2 令和元年度までは、消費税及び地方消費税相当額を除いた決算額を示しているため、令和2年～3年度(予算額)についても、比較のため、消費税及び地方消費税相当額を除いて表記している。

有収水量1m³当たり給水原価・販売価格の推移

(予算)



(注) 1
$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{有収水量}}$$

$$\text{販売価格} = \frac{\text{給水収益}}{\text{有収水量}}$$

2 ()内は給水原価の総額である。

3 消費税及び地方消費税相当額を除く。

4 「予算」とは、当初予算から消費税及び地方消費税相当額を除いた額を示す。

(2) 料金及び分担金

ア 料金

現在の料金制度は、用途別（一般用・業務用・湯屋用）で、基本料金と従量料金から構成される二部料金制となっている。

基本料金については、全用途を通じて均一とし、従量料金については、一般用及び業務用は使用水量が多くなるほど料金単価も高くなる逓増制を採用している。（次ページの水道料金表のとおり）

料金は、口座振替、納入通知書に基づく金融機関やコンビニエンスストアなどでの払込み、クレジットカード決済（継続払い）のいずれかの方法でお支払いいただいている。納入通知書に基づく払込みについては、お客さまがお持ちのスマートフォン等の操作のみで決済が可能な「LINE Pay（請求書支払い）」や「Fami Pay（請求書支払い）」を導入し、利便性の向上を図っている。

イ 分担金

新旧使用者間の負担の公平と合理的な水使用の促進を図るため、昭和48年11月から分担金制度を設け、メータ口径75mm以上の給水装置を新設または75mm以上に改造する場合に分担金を徴収している。

新設の場合の分担金の額は次のとおりである。なお、改造の場合は改造後のメータ口径の分担金と改造前のメータ口径の分担金との差額を徴収することとしている。

（令和元年10月1日改定）

メータ口径	分担金の額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
75mm	2,530,000円
100mm	5,500,000円
150mm	16,500,000円
200mm	34,100,000円
250mm	61,600,000円
300mm	100,100,000円

水道料金表（1か月につき）

（令和元年11月1日改定）

料金は、次の表に定めるところにより算定した金額に100分の110を乗じて得た額。

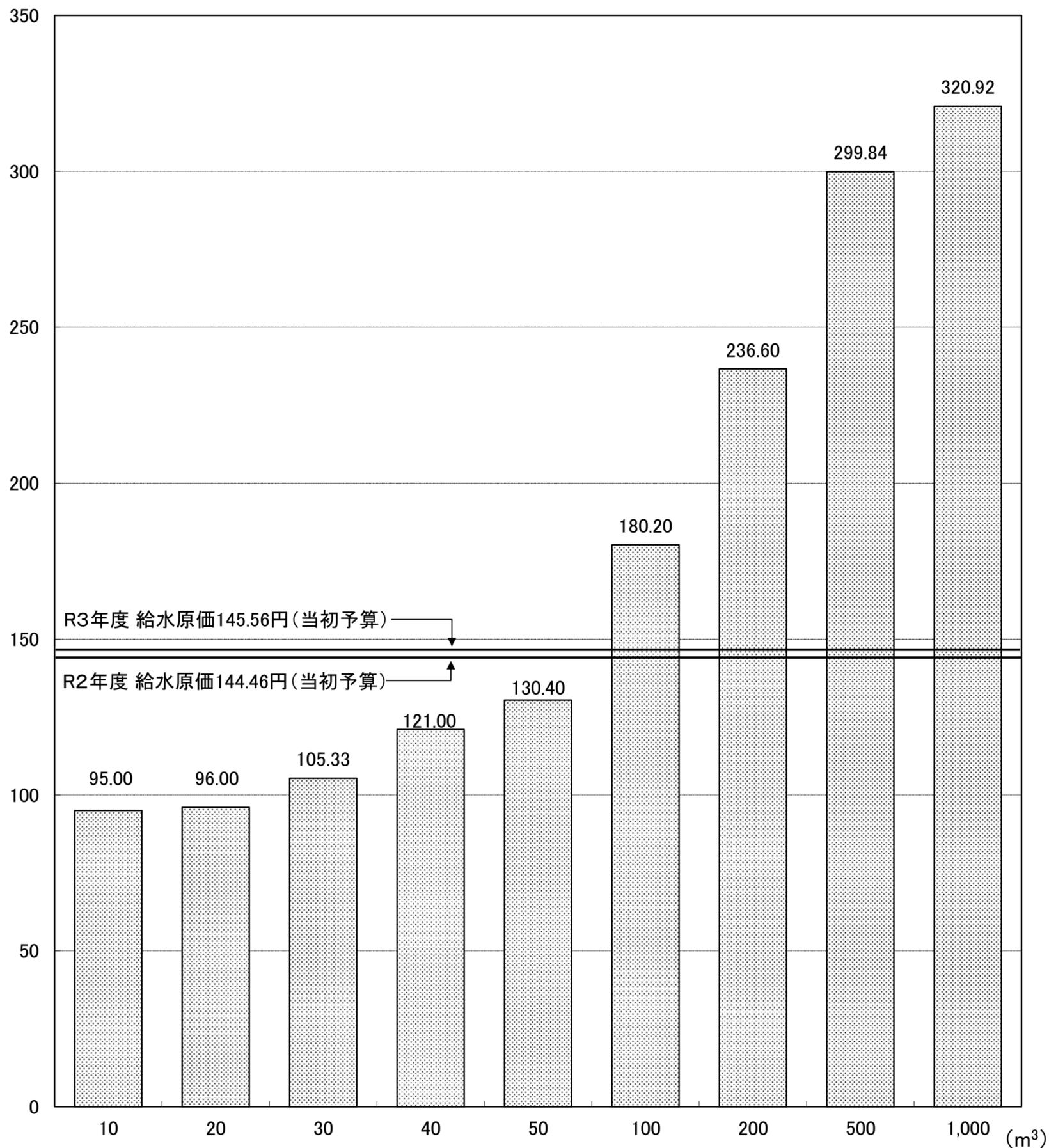
基本料金	従 量 料 金			
	用 途	1 m ³ につき		
850円	一般用	1m ³ ～ 10m ³	10 円	
		11m ³ ～ 20m ³	97 円	
		21m ³ ～ 30m ³	124 円	
		31m ³ ～ 50m ³	168 円	
		51m ³ ～ 100m ³	230 円	
		101m ³ ～ 200m ³	293 円	
		201m ³ ～ 1,000m ³	342 円	
	1,001m ³ 以上	358 円		
	業務用	1m ³ ～ 10m ³	10 円	
		11m ³ ～ 30m ³	209 円	
		31m ³ ～ 50m ³	285 円	
		51m ³ 以上	358 円	
湯屋用	1m ³ ～ 10m ³	10 円		
	11m ³ 以上	58 円		

用途の適用基準

- ・ 一般用 業務用及び湯屋用の用途以外の用途
- ・ 業務用 次に掲げるいずれかの目的で使用する場合の用途
 - 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までの各号のいずれかに該当する営業（同項第1号及び第2号に定めるもののうち、客室面積が33平方メートル未満の料理店並びに16.5平方メートル未満のカフェー及び喫茶店を除く。）を行う目的
 - 2 噴水、池、滝その他の修景施設を設置する目的
 - 3 湯屋用に該当するもの以外の公衆浴場の営業を行う目的
 - 4 一時的な事業活動その他の活動を行う目的
 - 5 その他これらに類する目的
- ・ 湯屋用 公衆浴場法による許可を受けた公衆浴場の営業を行う目的で使用する
場合の用途

給水原価と使用水量 1m³ 当たりの料金(一般用)

(円)



(注) 1 給水原価 =
$$\frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{その他営業費用等})}{\text{年間有収水量}}$$

2 使用水量 1m³ 当たりの料金 =
$$\frac{\text{当該使用水量料金}}{\text{1か月使用水量}}$$

3 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(3) 資産の有効活用

水道局では、水道事業の運営にあたり浄水場・配水場をはじめとするさまざまな施設・用地を保有しているが、水道料金以外の収入の確保と市民に親しまれる施設づくりの観点から、安全衛生上の配慮を最優先にしつつその有効活用に取り組んでいる。

平成 19 年 7 月には「局資産の転活用にかかる基本計画」を策定し、さらなる効果的な資産の活用を進めるとともに、水道事業として活用の見込みがなく処分することが当該用地の有効活用に資すると判断されるものについては、基本的には処分の対象とすることとし、平成 19 年度から一般競争入札による売却等を進めている。

ア 駐車場用地貸付

管路用地の地上部等を利用した駐車場事業については、昭和 56 年 4 月から局監理団体による事業運営を行ってきたが、透明性、収益性を確保する観点から、平成 20 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する用地貸付に改め、実施している。

イ 事業用資産貸付

庭窪浄水場用地の一部について、平成 28 年度から条件付一般競争入札方式により決定した民間事業者に、事業用定期借地権を設定し貸付を実施している。

ウ スポーツ施設

城東配水場用地の一部を利用したゴルフ練習施設（シティゴルフつるみ）及び柴島浄水場の配水池上部を利用した複合スポーツ施設（くにじまスポーツ）の各事業については、局附帯事業として監理団体への管理委託により平成 6 年 3 月以降順次実施してきたが、平成 18 年度から条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

柴島浄水場の配水池上部を利用した屋外テニスコート施設（くにじまテニスコート）については、監理団体への管理委託により昭和 63 年度から実施してきたが、平成 21 年度からシティゴルフつるみ、くにじまスポーツとともに条件付一般競争入札により決定した民間事業者に対する施設貸付に改め、実施している。

エ 公園

巽配水場の配水池上部については、平成9年4月から、巽東公園として提供している。

オ 自動販売機

事業所等における清涼飲料水等自動販売機の設置にあたっては、設置事業者の選定について競争性、透明性を確保するため、平成20年度から価格提案審査を実施して使用料を決定し、設置している。

5 お客さまサービス

(1) 営業業務

ア お客さまセンター

平成20年12月に開設したお客さまセンター（コールセンター）では、市内全域の水道の使用開始・中止などの届出や、水道に関する各種お問い合わせを電話・ファックス・インターネット・文書により一括して受付している。

また、平成25年4月からお客さまセンター運営時間外における緊急対応が必要な案件については、緊急受付窓口を設置し対応している。

なお、お客さまセンター及び緊急受付窓口の運営は、開設当初から民間事業者へ委託している。

お客さまセンター (コールセンター)	TEL : 06-6458-1132 FAX : 06-6458-2100
-----------------------	--

受付時間	平日（月曜～金曜）	午前8時～午後8時
	土曜日	午前9時～午後5時
	12月29日、30日	午前9時～午後5時
	（12月31日から1月3日は休業）	
	3月、4月のみ日曜、祝日	午前9時～午後5時

- ・お客さまとの通話内容は、正確に把握するため、すべて録音させていただいている。
- ・水道メータの取付け・取外しを伴う開始や中止のお届けをお受けした場合の作業については、平日の9時から17時30分の間での取扱いとしている。
- ・夜間・休日に道路での漏水を見つけられた時や、ご自宅で発生した漏水等の修繕についてはガイドランスにて緊急連絡先をご案内している。

（ビルやマンションの水道に関するトラブルは建物の所有者または管理者へのご連絡・ご確認をお願いしている。（修理業者と別途契約している場合があるため））

イ 検針業務及び未納整理業務等の民間委託

コスト削減等を目的として、水道メータの検針業務については平成19年度から民間事業者へ委託している。未納整理業務については平成23年度から一部行政区の業務を委託化しており、平成26年度には全行政区の業務を委託し、平成30年度からは料金業務の一部を委託業務に追加した。なお、これらの業務を包括的に委託することで、さらなるコスト削減と業務の効率化を図っている。

ウ 毎月検針・毎月請求制度の実施

昭和48年7月から基本的に4か月ごとに検針し、2か月ごとに水道料金を請求していた。しかし、4か月に一度の検針では、水道を使用した期間と料金を支払う時期に隔たりがあり、制度が分かりにくいといった指摘等が以前から多くあったので、お客さまにとって分かりやすい制度とするため、平成20年7月から毎月検針・毎月請求を実施している。

エ 共同住宅の各戸計量各戸収納制度の実施

昭和62年4月から、民間共同住宅の各戸の水道メータを検針し、入居者ごとに水道料金を請求し、お支払いいただく制度を実施している。当初は建物規模が1建物50戸以上のものを対象としていたが、適用対象を順次拡大し、平成20年4月からは、すべての共同住宅を対象としている。

オ スマートメータの先行導入の拡大について

スマートメータについては、平成31年4月に南港咲洲地区の一部エリアに先行導入した。

また、令和2年度以降、夢洲・舞洲地域の全域と大阪駅周辺、阿倍野区の一部の大規模施設が集積する地域などを対象にスマートメータの導入地域を拡大し、スマートメータから得られる使用水量をビッグデータとして活用することにより、漏水監視による有収率の向上など、水道事業トータルで最適な運営管理の高度化を目指すこととしている。

(2) 事業所体制

本市では、これまで市内8営業所・4水道工事センターにおいて、メータの検針業務や水道料金等の徴収業務、水道管の維持管理や修繕工事等を行ってきたが、この事業所体制を、お客さまサービスを維持しながら効率的かつ効果的なものにするため、平成28年5月に統合・再編を行い4水道センター体制とした。

事業所	管轄行政区	業務内容
東部水道センター 【所在地】 都島区都島本通4丁目12番4号	北区 都島区 東成区 旭区 城東区 鶴見区	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メータの検針、水道料金等の徴収 ・施工通知の受付・協議 ・配水管の維持管理 ・漏水修繕 ・配水管工事 ・給水装置整備工事 ◆給水装置工事の設計相談・受付・設計審査 (市内全域分)
西部水道センター 【所在地】 西区南堀江4丁目12番26号	中央区 西区 港区 大正区 浪速区 住之江区 西成区	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メータの検針、水道料金等の徴収 ・施工通知の受付・協議 ・配水管の維持管理 ・漏水修繕 ・配水管工事 ・給水装置整備工事
南部水道センター 【所在地】 東住吉区南田辺3丁目2番1号	天王寺区 生野区 阿倍野区 住吉区 東住吉区 平野区	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メータの検針、水道料金等の徴収 ・施工通知の受付・協議 ・配水管の維持管理 ・漏水修繕 ・配水管工事 ・給水装置整備工事
北部水道センター 【所在地】 淀川区新高1丁目6番19号	福島区 此花区 西淀川区 淀川区 東淀川区	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メータの検針、水道料金等の徴収 ・施工通知の受付・協議 ・配水管の維持管理 ・漏水修繕 ・配水管工事 ・給水装置整備工事

(3) 給水装置工事業務

ア 直結給水範囲の拡大

管理の不十分な小規模貯水槽水道における衛生問題の解消を図るとともに、給水サービスの向上に寄与するため、直結給水範囲の拡大を行っている。

(ア) 直結直圧式給水

昭和62年12月、建築基準法の一部改正を契機に、従来2階建てまでであった直結給水範囲を拡大し、3階建ての専用住宅に限り配水管水圧を利用した直結直圧式給水を実施した。

さらに、配水施設の整備により、配水管水圧を上昇させることが可能となったため、平成8年4月から条件を満たす専用住宅以外の3階建て建物に対しても直結直圧式給水を開始した。

平成17年12月からは屋上緑化等による都市環境の向上に資する3階建て建物の屋上への給水を特例として拡大し、さらに平成19年10月1日から配水管の水圧が高い地域について特例として4・5階建て建物までその範囲を拡大した。

(イ) 直結増圧式給水

平成7年3月から、直結給水用増圧装置（ポンプ）による直結増圧式給水を実施しており（ポンプ口径40mmまで）、平成10年4月からは、口径50mmまで拡大し、その対象範囲を10階建て程度の建物（戸数は100戸程度）まで拡大した。

平成19年10月1日からは、ポンプ口径を75mm、15階建て程度の建物（戸数は200戸程度）にまで拡大した。

さらに、平成30年7月2日以降の設計受付分からは、直結増圧ポンプの直列多段式を採用し給水範囲を水理計算上可能な範囲まで拡大した。

イ 給水装置工事費の資金貸付のあっせん

希望者には給水装置工事費の資金貸付（最高30万円）をあっせんし、24か月以内で均等分割払とする制度を設けている。

ウ メータまでの漏水修繕の無料扱い

漏水を早期に修繕し、お客さまサービスの向上に資するため、配水管からメ

一タまでの給水装置の漏水修繕を無料で行っている。

エ 分譲共同住宅の各戸メータの局管理

これまで、共同住宅の各戸メータについては、検定満期時の取替等の維持管理はお客さまの費用で行ってきたが、平成20年4月1日から一定の要件を満たすものを対象に、お客さま（所有者）からの申込により、水道局がお客さまに代わって各戸メータの維持管理を行うこととしている。

6 災害対策の強化

(1) 大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）

大阪市では、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を教訓に、大規模地震が発生した場合でも早期復旧が可能な水道づくりをめざすため、震災時の応急給水体系を構築した上で、これが可能となるよう、「大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）」を平成8年3月に取りまとめた。以降、各種施策を推進し、本市水道の耐震水準を向上させてきた一方、同プランが策定されて以降、地震研究の進展やICTの進化、水道法改正といった水道事業を取り巻く内外の環境も大きく変化してきていることから、令和3年3月に同プランを改訂した。

このプランにおける基本施策は次のとおりである。

ア 基幹施設の耐震性強化

水道施設の根幹をなす取・浄・配水場及び管路施設について、水道インフラとして保持すべき耐震性能と経営の持続性に資すべき経済合理性を両立させながら、それぞれの特性に応じた耐震性強化や経年施設の計画的な更新により、あらゆる地震の発災時においても、給水継続が可能な水道システムを構築する。

イ 給・配水拠点ネットワークの整備

これまで整備してきた給・配水拠点ネットワークを形成する浄・配水場等を最大限に活用し、各施設の耐震性能の維持・向上を図るとともに、応援・受援のための広域的な前線となる応急対策活動ヤードとしての必要な機能拡充や、地域密着型の新たな応急給水拠点となる応急給水ステーションの開設を図る。

ウ 配水系統間の相互融通性の向上

震災後における緊急的かつ弾力的な配水運用を可能とするため、幹線ネットワークの強化並びに配水管理のブロック化をより一層推進することで、配水系統間の相互融通性の向上を図る。

エ 停電対策

停電が長期化した場合でも取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、取・浄水場に対する施設運転用自家発電設備の整備や燃料貯蔵設備の拡充など、総合的な停電対策を推進する。

オ 資材保有体制の拡充

断水区域にあっても通常レベルの給水を可能とするプッシュ型の応急給水体制が実現できるよう、引き続き、応急給水用資器材及び応急復旧用資機材それぞれの保有体制を確保する。

カ ベイエリアの給水安定性強化

大阪の再生・成長に向け、さらなる経済振興と都市魅力向上の拠点となる咲洲、舞洲、夢洲と在来臨海部を一体とした水道ベイエリアネットワークの構築を図る。

キ 情報通信システムの信頼性強化

震災後における本市水道の事業継続計画（BCP）による組織的な即応体制を迅速に発動・機能させるとともに、水道施設の稼働状況等を早期に把握するなど、一連の非常時優先業務を円滑に行うため、各種システムの機能向上を図ることにより信頼性の高い情報通信システムを構築する。

ク 地震対策に係るヘッドクォーター施設の耐震性強化

震災後の活動拠点となる水道局本庁舎、浄水場、水道センター等の各建築物がそれぞれの役割に応じた機能を確実に保持できるよう、修繕、建替等によるアセットマネジメントを計画的に推進するとともに、リモート機能の拡充など、ソフト・ハードの両面からヘッドクォーター機能の強化を図る。

(2) 大阪市水道局事業継続計画（BCP）

大阪市水道局事業継続計画【BCP自然災害編】は、地震や風水害等の災害の発生により人的・物的資源等の制約がある状況下においても、現有資源を有効に運用しながら、水道事業の使命である水の安定供給の確保及び早期再開を実現するための計画である。当局では平成22年5月に策定して以降、広域災害等の大規模災害を踏まえた被害想定や、非常時優先業務のための動員体制の見直し等、継続的な改善に努めている。また、新型コロナウイルスなど感染症がまん延している状況下における対応について、令和3年3月に大阪市水道局事業継続計画【BCP感染症対策編】を策定し運用を開始した。

以上の取組に基づき、ソフト・ハード両面に立った総合的な災害対策の強化を進め、大規模な災害が発生した場合でも、飲料水や生活用水など、その時々に必要な量の水を確保するなど、災害に強い水道づくりを行っていく。

7 主要事業

(1) 管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画

平成30年度を初年度とする10ヵ年計画、総事業費1,900億円、総事業量1,000kmにより、経年管路の更新を行うものであり、計画前期では、南海トラフ巨大地震への備えを飛躍的に高めるため、地震時に被害が集中する鋳鉄管の解消に取り組むとともに、計画後期では、官民連携手法の導入による新たな設計施工体制を構築し、管路更新ペースを大幅に引き上げ、管路の経年化傾向に歯止めをかけていく。

管路耐震化促進・緊急10ヵ年計画（令和3年度予算）

区 分	延 長 (km)	金 額 (百万円)
配水支管整備	54.56	8,550
基幹管路整備	6.30	2,405
計	60.86	10,955

(2) 浄配水施設基盤強化計画

平成30年度を初年度とする10ヵ年計画、総事業費700億円により、浄水場の耐震化や施設運転用自家発電設備の整備による停電対策を実施するとともに、水質事故リスクへの備えや監視体制の強化、アセットマネジメントに基づく経年設備の適正な更新、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めていく。

浄配水施設基盤強化計画（令和3年度予算）

項 目	金 額 (百万円)
柴 島 浄 水 場	3,616
庭 窪 浄 水 場	1,700
豊 野 浄 水 場	7,028
配 水 場	508
水 質 ・ 配 水 監 視	440
送 配 水 管	676
計	13,968

配水管整備事業による効果

